

特定個人情報保護評価書（案）に対する市民意見を募集します

特定個人情報ファイル（マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイル）を保有する事務は、特定個人情報保護評価を実施し、評価書を公表する必要があります。

このたび、国の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づくシステム標準化対応及び本年 4 月に発生した特定個人情報の紛失によるしきい値判断の変更のため、評価書の内容への重要な変更が生じることから、特定個人情報保護評価書の修正案を作成しましたので、その内容について広く市民の皆様からの御意見を募集します。

1 特定個人情報保護評価とは

平成 25 年 5 月 31 日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）の規定に基づくいわゆる「マイナンバー制度」の導入に伴い、業務で特定個人情報ファイル（マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイル）を保有する際には、番号法、特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針の規定に基づき特定個人情報保護評価を実施し、評価書を公表する必要があります。評価書の策定に当たっては、市民の皆さまの御意見を募集し、頂戴した御意見を考慮したうえで、必要に応じて評価書の見直しを行います。

2 見直し等を行う事由について

次の 2 つの観点から、全項目評価書の見直し及び新規作成を行ったため、公表に向け、市民意見聴取を実施いたします。

ア システム標準化対応による見直し

国の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく国が提示する仕様に則ったシステムパッケージ導入に向けた対応等のため、評価の再実施を行うものです。

イ しきい値判断の変更に伴う新規作成

本年 4 月に発生した特定個人情報の紛失事案（別紙参照）を受け、特定個人情報保護評価指針に基づき、しきい値判断を行った結果、重点項目評価から全項目評価へと変更になった事務について、新たに全項目評価書を作成し、評価の再実施を行うものです。

3 意見の募集期間

令和 6 年 10 月 9 日（水）から令和 6 年 11 月 8 日（金）まで

※ 持参の場合は、8 時 30 分から正午まで、13 時から 17 時 15 分までとします。

（土・日曜、祝日を除く）

※ 郵送の場合は令和 6 年 11 月 8 日（金）付けの消印まで有効とします。

4 資料の閲覧場所

(1) 川崎市ホームページ

URL : <https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/287-2-6-0-0-0-0-0-0-0.html>

(2) かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟 2 階）

(3) 各区役所市政資料コーナー

(4) 各事務の所管部署

二次元コード



5 意見の提出方法

御意見は、郵送、持参、FAX、市ホームページ（専用フォーム）のいずれかにより、対象事務ごとの担当までお寄せください。

- ◆ 意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名」及び「連絡先（電話番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。
- ◆ 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。
- ◆ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。が、市の考え方について整理した結果を市のホームページで公表します。
- ◆ 記載していただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認するために使用します。また、個人情報は個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき厳重に保護・管理します。

6 対象事務、送付先及び持参先

事務名称	所管部署	FAX
予防接種の実施等に関する事務	健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担当	044-200-1065
国民年金法による国民年金に関する事務	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課	044-200-3930
母子保健法による保健指導、健康診査、母子健康手帳の交付に関する事務	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当	044-200-3638
子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付認定若しくは子育てのための施設等利用給付の支給認定又は地域子ども・子育て支援事業の実施等に関する事務	こども未来局保育・幼児教育部保育対策課	044-200-1518
川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当	044-200-3638
健康増進事業の実施に関する事務	健康福祉局保健医療政策部健康増進担当	044-200-3986

※ 郵送の場合、宛先には「〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地」に、事務の所管部署名を記載してください。

【問合せ先】

(評価書の統括及びしきい値判断の変更に関すること)

川崎市総務企画局デジタル化施策推進室 岡村

電話：０４４－２００－００６１

(各評価書に関すること)

〈予防接種に関すること〉

川崎市健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担当 江口

電話：０４４－２００－１０８５

〈国民年金に関すること〉

川崎市健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課 川崎

電話：０４４－２００－２６９４

〈母子保健に関すること〉

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当 村山

電話：０４４－２００－２６５８

〈子ども・子育て支援に関すること〉

川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育対策課 坂口

電話：０４４－２００－３６３０

〈小児医療費助成に関すること〉

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 柳原

電話：０４４－２００－２６７１

〈健康増進に関すること〉

川崎市健康福祉局保健医療政策部健康増進担当 高橋

電話：０４４－２００－２４２９

(特定個人情報の紛失事案に関すること)

川崎市宮前区役所区民サービス部保険年金課 松井

電話：０４４－８５６－３１５０

宮前区役所における国民健康保険高額療養費支給申請書の紛失について

宮前区役所区民サービス部保険年金課において、令和6年3月支給分の「国民健康保険高額療養費支給申請書」404件（295世帯分）の紛失が判明しましたので、報告します。

現時点では個人情報の漏洩は確認されておりません。

なお、3月支給分については、3月28日に全件の振込を完了しております。

※高額療養費とは、医療機関等の窓口で支払った一部負担金の額（保険診療による自己負担費）が、同じ月内で一定額を超えた場合に、申請に基づき、その超えた金額を支給する制度です。

1 紛失した申請書に含まれる情報

「国民健康保険高額療養費支給申請書」令和6年3月支給分 404件（295世帯分）

- ・世帯主氏名、住所、電話番号 ・個人番号（マイナンバー）※本人の記載があった場合
- ・被保険者証記号及び番号、振込先金融機関の情報
- ・病院等へ支払った一部負担金の合計額、高額療養費額、支給申請額
- ・診療を受けた被保険者の氏名、生年月日、医療機関、実日数、一部負担金の額

2 経 過

令和6年4月8日（月） 申請書の通常の処理は、課長の決裁後、箱に入れた申請書一式を担当者が受け取り、月ごとのファイルに移し替えて保管するが、3月支給分については、ファイルに綴らず、自身の足元に箱に入れたまま保管していたところ、申請書一式がないことに気付いた。担当者は机周りや書庫を探索したが、発見できなかった。

4月8日～22日（月） 担当者による探索を継続

4月22日（月） 担当者から上司へ報告。改めて課内職員で探索したが、発見に至らなかった。担当者は、4月5日（金）までは自身の足元の箱に入れて保管していたと記憶している。同月6日（土）、7日（日）は閉庁日で、事務室のあるフロアは施錠されており、申請のあった業者と立ち合いの職員以外、外部からの侵入ができない状況であったことから、意図的に外部に持ち出された可能性は低く、8日（月）早朝の清掃時に他のごみとともに廃棄された可能性が高いと考えている。

3 原 因

足元に個人情報が記載された書類を数日にわたって放置していたことから、個人情報の適正な管理が行われていませんでした。

4 今後の対応及び再発防止策

- （1）当該申請者に対し、報告及び謝罪を行ってまいります。
- （2）高額療養費支給の事務手続きについてのフローを再度、課内で確認するとともに、全職員において、個人情報の厳格な管理を徹底します。
- （3）高額療養費以外の事務についても、事務フローの確認と個人情報の取り扱いについて、改めてチェックを行います。
- （4）書類の紛失等、事務事故が疑われる場合には、即時に上司に報告することを全職員に対し周知徹底します。

【問合せ先】 宮前区役所区民サービス部保険年金課 松井
電話 044-856-3150